

平成23年度大分市行政評価による平成24年度予算への反映状況

【内部行政評価:優先度】 A:高い B:やや高い C:ふつう D:やや低い

番号	施策及び基本姿勢	事業名	所管課	事業概要	評価	内部行政評価の結果	外部行政評価委員会 意見	24当初予算措置状況		備考
								対前年度影響額 事業費	一般財源	
1	04. 児童・母子福祉の充実	ファミリー・サポート・センター事業(子育て支援)	子育て支援課	子育て家庭が仕事と育児を両立させ、安心して働くことができる環境づくりのため、育児に関する「援助を行いたい者」と「援助を受けたい者」を会員として登録し、地域における会員同士の育児に関する相互援助活動を支援するもの。	B	保育所の送迎を含む援助など、利用者にとって有益な事業ではあるものの、実際の活動件数が伸び悩んでいることから、援助内容等を変更するとともに、現在の運営体制の見直しを検討するべきである。	利用実績の高い「保育所等の送迎」の援助などは、代替となる子育て支援メニューが他になく、今後とも、この事業を継続する必要性は認めるが、市がどこまでサポートする必要があるのかについては、再度検討すべきである。また、「援助会員」の拡大・増強や「依頼会員」のニーズの正確な把握に努める一方で、費用対効果の面から、アドバイザー職員の適正な人員配置等についても検証するべきである。さらに、料金設定や減免制度導入等の検討を進める必要がある。			
2	02. 高齢者福祉の充実	ファミリー・サポート・センター事業(高齢者支援)	長寿福祉課	高齢者や高齢者を介護する家族が、地域の中で安心して生活していけるように、簡単な家事・買物・付き添い等、日常生活の援助を「依頼する会員」と「援助する会員」を募集して、会員同士の相互援助活動を支援するもの。	D	充実した事業PRを行っているものの、それに見合った実績が上がっておらず、また、ニーズに対する費用対効果面からも効率的とはいえない。事業の仕組み自体が難しい部分もあると思うが、行政が行う必要がある事業かを再検証したうえで、見直しを図るべきである。	本事業は、市が地域力の結集をめざす上で、特に資格を持たない市民にも参加できる機会を提供しているという点において大変有用であると考え、現状を見ると活動件数が非常に少なく十分に機能していないと思われる。今後本事業を継続するのであれば、「依頼会員」の幅広いニーズに対応するために、「援助会員」の数を増やす努力が必要である。また、本事業を含めた高齢者支援施策は官・民を問わず豊富ではあるが、一方で複雑化しており、利用する高齢者にとって非常に分かりづらくなっていると思われることから、事業を可能な限り統合し、受付窓口も一本化するなどの工夫が必要である。			
3	06. 健康づくりの推進	子宮頸がん等ワクチン接種事業	健康課	任意接種である、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種について、公費助成を行うことにより、接種を促進し子宮頸がん及び細菌性髄膜炎等の予防を図るもの。	A	子宮頸がん等ワクチン接種を促進する重要性は認められるが、定期接種化されない場合、H24年度からは高額費用を全て市単独費で実施することになるため、接種者に一定の受益者負担を求めるかを検討する必要がある。	予防接種の接種率は高めていかなければならないが、一方でその費用については、公平性の観点から、接種者に対して一定程度の自己負担を求めることを検討しなければならない。自己負担の適正な額については、他都市の導入状況やそれに伴う接種率の推移などを参考にするとともに、低所得者等への救済策なども検討する中で、接種率を低下させないような慎重な取組が必要である。			
4	06. 健康づくりの推進	BCG予防接種事業 生後6～12ヵ月未満(未接種者)を対象とする本市独自の予防接種	健康課	法律で定めるBCGの接種時期(6ヵ月未満)とは異なる生後6～12ヵ月未満の未接種者を対象とする独自事業。病気の要因で法律で定める接種時期を逃した者の救済及び結核予防対策の重要性に鑑み、公費負担(市単独費)により接種の促進を図るもの。	A	当該事業は、BCGの接種時期が他の法定接種に比べ短期間であることから、病気等により接種時期を逃した者に対する予防接種を促進する必要性から独自施策として行っているものであるが、「健康被害救済制度」の対象外であり、また、当該事業のみ公費負担で行うことは他の法定接種との兼ね合いからも不公平感があり、他の任意接種同様に接種者の自己負担を導入するかを検討する必要がある。	行政措置分の対象者に自己負担を求める際は、法定接種期間内において、医療機関から病気等の原因により接種できない理由の証明を受けた者を除くなど、何らかの救済策を折り込んだ上で検討すべきである。			
5	15. 個性豊かな文化の創造と発信	展覧会事業(特別展)	美術館振興課	常設展では触れることの出来ない海外展、国宝や国指定重要文化財の鑑賞の機会などの良質な展覧会を低廉な観覧料で提供する。	C	限られた予算より魅力的な展覧会を開催する手法として、マスコミとの共催や実行委員会形式を積極的に取り入れており、観覧者数については年々増加するなど一定の成果を挙げているが、こうした中であっても収益率を高める工夫をするなど、より費用対効果を重視した展開を図るよう検討すべきである。	美術館が特別展を実施する際、費用対効果を過度に重視すれば、美術館の目的である「広く市民の美術に関する関心の醸成、個性豊かな文化の創造や発信」を逸脱するおそれがある。美術館本来の目的を優先する中で、収益性の確保については、年間の特別展をトータルに考えた目標設定をするなどの工夫が必要である。今後とも、市民にとってより魅力的な、ニーズの高い特別展を実施することが重要である。			
6	23. 豊かな自然の保全と緑の創造	活き粋大分街かど空間奨励事業	公園緑地課	市街地を中心に市内における民有地の緑化を推進するため、個人や事業者等が敷地内を緑化する場合の経費について補助を行うもの。補助メニューには、「生垣設置事業」、「樹木等植栽事業」、「壁面緑化事業」、「屋上緑化事業」の4つを設定。	C	市民一人ひとりの自然に対する意識の高揚等に効果的ではあるが、補助メニューの中には継続的にニーズが低いものがあることから、実際のニーズに即したメニューの見直しや予算措置を行うなど、より効果的な事業展開を図るべきである。	壁面・屋上緑化に対する助成は、現実的には個人が活用するのに十分な助成額とはいえず、今後、本事業を積極的に推進するには、助成額の適正化を含め、メニューの見直しなどが必要である。	200	200	

番号	施策及び基本姿勢	事業名	所管課	事業概要	評価	内部行政評価の結果	外部行政評価委員会 意見	24年当初予算措置状況		備考
								対前年度影響額		
								事業費	一般財源	
7	24. 廃棄物の適正処理	ポイ捨て等防止対策事業	清掃管理課	H18年7月からの条例施行に伴い、看板の配布・設置等による啓発活動や、指導員による強化区域内の巡回パトロール活動により違反者への啓発・指導を行う。	C	条例違反者数が減少するなど一定の成果が図られていることから、活動日数やパトロール場所を統計的に違反者が多発するポイントに絞り込むことなどによる人員配置の見直しや、積極的なボランティア団体等の活用、さらには駅周辺総合整備事業の進捗に応じ、強化区域の見直しを行うなど、より効率的な展開を図るべきである。	事業開始から既に5年が経過しており、費用対効果を十分に勘案する中で、巡回パトロール員の人数やパトロールエリアの規模が適正なものとなるように、事業内容等を見直す時期にきていると考える。	5,457	5,457	ポイ捨てパト団体の消耗品の減46 指導員の人件費の減は5,411
8	25. 清潔で安全な住環境の創出	防疫事業 (業務委託)	環境対策課	衛生害虫(道路側溝の蚊、汚水マンホールのゴキブリ)を駆除することにより、公衆衛生の向上及び推進を図る。	D	公衆衛生の向上に向けて、衛生害虫の駆除は大切であるが、施設管理部署との薬剤散布に替わる方法の協議や、地域が主体となって行う害虫駆除の支援体制の整備を行うことなどにより、業務委託分の縮小を検討するべきである。	費用対効果を考えるのであれば、一時的な効果しか得られないと思われる部分(道路側溝やマンホール)の薬剤散布を削減すべきである。また、薬剤を自治会に提供し駆除を依頼する場合は、薬剤の取扱や散布作業の際の危険性も考慮し、作業方法等についての指導を行うなどの十分な配慮が必要と考える。			
9	38. 計画的な市街地の整備	滝尾中部地区住環境整備事業 業務の統合	まちなみ整備課	滝尾中部地区住環境整備事業の事務所は、既に完了した下郡土地区画整理事業で使用していた事務所を引き続き使用している。	A	滝尾中部地区住環境地区の移転補償、街路築造等の業務は、本庁内の「まちなみ整備課」の業務と統合するなど、事務執行の効率化を図るよう検討するべきである。	内部評価と同じ			
10	34. 流通拠点の充実	公設地方卸売市場一般管理費	大分市公設地方卸売市場	市民の食生活の安定のため、新鮮な食料品を適正な価格で豊富に供給する基地としての役割を担う公設地方卸売市場の管理運営を最小限の経費で効率的に行う。	D	近年、様々なイベントや市場体験などを通じて生鮮食料品の消費拡大や市民に市場の役割と仕組みを理解してもらおう努めているものの、売上高は年々減少傾向にある。今後、取扱量を増やし、市場を活性化させるためには、時代の流れに即した体制に見直す必要がある。	今後、市場の取扱高を増やすことは理想であるが、現在、市場経由率が低下傾向にある中で、取扱高が増加することは考えにくく、このまま取扱高が減少した場合、縮小均衡型の市場構造に移行せざるを得ない。また、長期的な施設の維持管理や市場内業者への支援を考慮した場合、市場経営の効率化を図ることは不可欠であり、指定管理者制度導入等も検討する必要がある。一方で開設者としては、単なる効率化を求めるのではなく、生産者、市場内業者、消費者にとっての「良い市場」へと繋がるような取組を進めることが望まれる。いずれにしても、市場の設置目的を達成しながら、市民のために市場を活性化していかなければならず、市場内関係者等の協力を得る中で、より適正な運営が求められる。			
合計								5,657	5,657	